小商工第１６１号

平成３０年８月１日

会員各位

小山町商工会

会長　小野寛幸

平成３０年度　賑わい創出事業の二次募集について

標記の件につきまして、商工会では本年度の新規事業として、町内に賑わいを創出し商工業の活性化を図ることを目的とした事業を対象に助成します。

助成対象は、商工会員で組織した商店街等の団体及びグループが実施する事業が対象です。

つきましては、下記内容を確認の上、申請して頂きますようご案内致します。

記

１　申込期限　　　平成３０年９月２０日（木）

２　申込先　　　　小山町商工会

３　提出書類　　　①賑わい創出事業助成交付申請書（様式第１号）

②事業計画書（任意様式）

　　　　　　　　　※商工会窓口・小山町商工会ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

４　助成金内容

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 対象事業 | 町内に賑わいを創出し商工業の活性化を図る事業  （商店街大売出し・映画祭・バル等） |
| 対象者 | 会員で組織した団体及びグループ  （商店街・業種組合・同業種、異業種のグループ・商工会支部等）  ※一次募集に採択された団体及びグループは対象外になります。 |
| 助成金額 | 助成対象経費合計の３分の２以内  上限１００,０００円とする（１,０００円未満切り捨て）  １団体年１回限りとする。 |
| 募集件数 | ５件程度 |
| 募集期間 | ９月２０日（木）迄に申請して下さい。 |
| 助成対象経費 | （１）広報費（チラシ・ポスター等作成費等）  （２）借損料（機器・設備等のリース料、レンタル料）  （３）消耗品費（事務用品等）  （４）委託費（申請者が実行できない業務の第三者への委託費）  （５）その他審査会で認めた費用 |
| 事業期間・助成金の請求 | 助成対象事業の完了後、３０日後又は平成３１年２月２０日のどちらか早い日までに、請求書（様式第２号）、事業報告書、支払いが確認出来るものを商工会に提出できる事業とする。 |
| 交付の確定及び支給 | 商工会は、請求があったときは、内容を速やかに審査した上で、その適否及び助成金額を確定し、支給します。 |
| その他 | 一次募集の採択結果は裏面になります。申請にあたり参考にして下さい。 |

事業の詳細、ご不明点等につきましては、商工会（電話　７６－１１００）担当岩田までお問合せください。